

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

（指定省資源化事業者に係る生産量又は販売量の要件）

第十三条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

（指定再利用促進事業者に係る生産量又は販売量の要件）

第十五条 法第二十二條第一項の政令で定める要件は、別表第四の上欄に掲げる指定再利用促進製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

（指定再資源化事業者に係る生産量又は販売量の要件）

第二十条 法第三十三條第一項の政令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品にあつては当該指定再資源化製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品にあつては当該製品ごとにその事業年度における生産台数又は自ら輸入したものの販売台数がそれぞれ同表の中欄に掲げる生産台数又は販売台数以上であることとする。

（指定省資源化事業者に係る生産量の要件）

第十三条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品ごとにその事業年度における生産台数がそれぞれ同表の中欄に掲げる生産台数以上であることとする。

（指定再利用促進事業者に係る生産量の要件）

第十五条 法第二十二條第一項の政令で定める要件は、別表第四の上欄に掲げる指定再利用促進製品ごとにその年間の生産台数がそれぞれ同表の中欄に掲げる生産台数以上であることとする。

（指定再資源化事業者に係る生産量又は販売量の要件）

第二十条 法第三十三條第一項の政令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品にあつては当該指定再資源化製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品にあつては当該製品ごとにその事業年度における生産台数又は輸入されたものの販売台数がそれぞれ同表の中欄に掲げる生産台数又は販売台数以上であることとする。

第二十六条 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、指定省資源化事業者に対し、その製造又は販売に係る指定省資源化製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該指定省資源化製品の種類及び数量その他当該指定省資源化製品の製造又は販売の業務に関する事項

二 当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制のための構造の改善その他使用済物品等の発生の抑制に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定省資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定省資源化製品、当該指定省資源化製品の製造のための設備及びその関連施設、その販売に係る指定省資源化製品並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二十七条 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、指定再利用促進事業者に対し、その製造又は販売に係る指定再利用促進製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該指定再利用促進製品の種類及び数量その他当該指定再利用促進製品の製造又は販売の業務に関する事項

二 当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の促進のための構造の改善その他再生資源又は再生部品の利用の促進に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定再利用促進事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立

第二十六条 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、指定省資源化事業者に対し、その製造に係る指定省資源化製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該指定省資源化製品の種類及び数量その他当該指定省資源化製品の製造の業務に関する事項

二 当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制のための構造の改善その他使用済物品等の発生の抑制に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定省資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定省資源化製品、当該指定省資源化製品の製造のための設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二十七条 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、指定再利用促進事業者に対し、その製造に係る指定再利用促進製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該指定再利用促進製品の種類及び数量その他当該指定再利用促進製品の製造の業務に関する事項

二 当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の促進のための構造の改善その他再生資源又は再生部品の利用の促進に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定再利用促進事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立

ち入り、その製造に係る指定再利用促進製品、当該指定再利用促進製品の製造のための設備及びその関連施設、その販売に係る指定再利用促進製品並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二十八条（略）

2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定表示製品、当該指定表示製品の製造のための設備及び当該指定表示製品に係る表示事項の表示のための設備並びにこれらの関連施設、その販売に係る指定表示製品、当該指定表示製品に係る表示事項の表示のための設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

（主務大臣）

第三十一条 法第三十九条第一項第四号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品の製造の事業並びに同表の二、三及び六から十までの項の上欄に掲げる指定省資源化製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

二（略）

三 別表第四の一から三十四まで、三十八から四十七まで及び五十の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造の事業並びに同表の十、二十、二十三、二十四及び二十七から三十三までの項の上欄に掲げる指定再利用促進製品であつて自ら輸入

ち入り、その製造に係る指定再利用促進製品、当該指定再利用促進製品の製造のための設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二十八条（略）

2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造又は販売に係る指定表示製品、当該指定表示製品の製造のための設備及び当該指定表示製品に係る表示事項の表示のための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

（主務大臣）

第三十一条 法第三十九条第一項第四号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品の製造の事業に係るものについては、経済産業大臣

二（略）

三 別表第四の一から三十四まで、三十八から四十七まで及び五十の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造の事業に係るものについては、経済産業大臣

したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

四・五（略）

六 別表第五の一及び七の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業及び当該指定表示製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

七（略）

八 別表第五の二及び四の項の上欄に掲げる指定表示製品であつて、自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、農林水産大臣

九（略）

十 別表第五の三及び五の項の上欄に掲げる指定表示製品であつて、自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、財務大臣

十一（略）

十二 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造をその事業の用に供するために発注する事業者（以下「製造発注事業者」という。）が行う事業（同項の中欄第二号及び第三号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、財務大臣

十三 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第四号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、厚生労働

四・五（略）

六 別表第五の一及び七の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業及び当該指定表示製品であつて、輸入されたものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

七（略）

八 別表第五の二及び四の項の上欄に掲げる指定表示製品であつて、輸入されたものの販売の事業に係るものについては、農林水産大臣

九（略）

十 別表第五の三及び五の項の上欄に掲げる指定表示製品であつて、輸入されたものの販売の事業に係るものについては、財務大臣

十一（略）

十二 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造をその事業の用に供するために発注する事業者（以下「製造発注事業者」という。）が行う事業（同項の中欄第二号及び第三号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて輸入されたものの販売の事業に係るものについては、財務大臣

十三 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第四号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて輸入されたものの販売の事業に係るものについては、厚生労働大

大臣

十四 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第五号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入られ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、農林水産大臣

十五 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第六号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入られ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

2 法第三十九条第一項第五号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品の製造の事業及び当該指定再資源化製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣

二 別表第八の一から二十三まで及び二十九の項の上欄に掲げる製品の製造の事業及び当該製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣

三 別表第八の二十四から二十八までの項の上欄に掲げる製品の製造の事業及び当該製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣

大臣

十四 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第五号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入られ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて輸入されたものの販売の事業に係るものについては、農林水産大臣

十五 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第六号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入られ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて輸入されたものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

2 法第三十九条第一項第五号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品の製造の事業及び当該指定再資源化製品であつて輸入されたものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣

二 別表第八の一から二十三まで及び二十九の項の上欄に掲げる製品の製造の事業及び当該製品であつて輸入されたものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣

三 別表第八の二十四から二十八までの項の上欄に掲げる製品の製造の事業及び当該製品であつて輸入されたものの販売の事業に係るものについては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣

3・4 (略)

別表第二(第二条、第十一条、第十二条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 (略)	(略)	その事業年度における紙の生産量が一万トン以上であること。	(略)
二 (略)	(略)	その事業年度における硬質塩化ビニル製の管又は管継手の生産量が六百トン以上であること。	(略)
三 (略)	(略)	その事業年度におけるガラス容器の生産量が二万トン以上であること。	(略)
四 (略)	(略)	その事業年度における複写機の生産台数が一千台以上であること。	(略)
五 (略)	(略)	その事業年度における建設工事の施工金額が五十億円以上であること。	(略)

別表第三(第三条、第十三条、第十四条、第三十一条関係)
 (略) その事業年度における生産台数が (略)

3・4 (略)

別表第二(第二条、第十一条、第十二条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 (略)	(略)	年間の紙の生産量が一万トン以上であること。	(略)
二 (略)	(略)	年間の硬質塩化ビニル製の管又は管継手の生産量が六百トン以上であること。	(略)
三 (略)	(略)	年間のガラス容器の生産量が二万トン以上であること。	(略)
四 (略)	(略)	年間の複写機の生産台数が一千台以上であること。	(略)
五 (略)	(略)	年間の建設工事の施工金額が五十億円以上であること。	(略)

別表第三(第三条、第十三条、第十四条、第三十一条関係)
 (略) 一万台 (略)

二 (略)	その事業年度における生産台数又は販売台数(自ら輸入したものの販売台数に限る。以下同じ。)が一万台以上であること。	(略)
三 (略)	その事業年度における生産台数又は販売台数が五万台以上であること。	(略)
四 (略)	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	(略)
五 (略)	その事業年度における生産台数が五千台以上であること。	(略)
六 (略)	その事業年度における生産台数又は販売台数が五万台以上であること。	(略)
七 (略)	その事業年度における生産台数又は販売台数が一万台以上であること。	(略)
八 (略)	その事業年度における生産台数又は販売台数が一千台以上であること。	(略)
九 (略)	その事業年度における生産台数又は販売台数が五万台以上であること。	(略)
十 (略)	その事業年度における生産台数又は販売台数が五万台以上であること。	(略)

二 (略)		一万台	(略)
三 (略)		五万台	(略)
四 (略)		一万台	(略)
五 (略)		五千台	(略)
六 (略)		五万台	(略)
七 (略)		一万台	(略)
八 (略)		一万台	(略)
九 (略)		五万台	(略)
十 (略)		五万台	(略)

十一 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
十二 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
十三 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
十四 (略)	その事業年度における生産台数が 二万台以上であること。	(略)
十五 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
十六 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
十七 (略)	その事業年度における生産台数が 五千台以上であること。	(略)
十八 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
十九 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)

別表第四(第四条、第十五条、第十六条、第三十一条関係)

一 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
二 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
三 (略)	その事業年度における生産台数が	(略)

十一 (略)	一万台	(略)
十二 (略)	一万台	(略)
十三 (略)	一万台	(略)
十四 (略)	二万台	(略)
十五 (略)	一万台	(略)
十六 (略)	一万台	(略)
十七 (略)	五千台	(略)
十八 (略)	一万台	(略)
十九 (略)	一万台	(略)

別表第四(第四条、第十五条、第十六条、第三十一条関係)

一 (略)	一万台	(略)
二 (略)	一万台	(略)
三 (略)	一万台	(略)

四 (略)	一万台以上であること。 その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
五 (略)	その事業年度における生産台数が 一千台以上であること。	(略)
六 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
七 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
八 (略)	その事業年度における生産台数が 一千台以上であること。	(略)
九 (略)	その事業年度における生産台数が 一千台以上であること。	(略)
十 (略)	その事業年度における生産台数又 は販売台数が一万台以上であるこ と。	(略)
十一 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
十二 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
十三 (略)	その事業年度における生産台数が 二千台以上であること。	(略)
十四 (略)	その事業年度における生産台数が 五千台以上であること。	(略)
十五 (略)	その事業年度における生産台数が 一千台以上であること。	(略)

四 (略)		一万台	(略)
五 (略)		一千台	(略)
六 (略)		一万台	(略)
七 (略)		一万台	(略)
八 (略)		一千台	(略)
九 (略)		一千台	(略)
十 (略)		一万台	(略)
十一 (略)		一万台	(略)
十二 (略)		一万台	(略)
十三 (略)		二千台	(略)
十四 (略)		五千台	(略)
十五 (略)		一千台	(略)

十六	(略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
十七	(略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
十八	(略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
十九	(略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
二十	(略)	その事業年度における生産台数又 は販売台数が五万台以上であるこ と。	(略)
二十一	(略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
二十二	(略)	その事業年度における生産台数が 五千台以上であること。	(略)
二十三	(略)	その事業年度における生産台数又 は販売台数が一万台以上であるこ と。	(略)
二十四	(略)	その事業年度における生産台数又 は販売台数が五万台以上であるこ と。	(略)
二十五	(略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
二十六	(略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
二十七	(略)	その事業年度における生産台数又	(略)

十六	(略)	一万台	(略)
十七	(略)	一万台	(略)
十八	(略)	一万台	(略)
十九	(略)	一万台	(略)
二十	(略)	五万台	(略)
二十一	(略)	一万台	(略)
二十二	(略)	五千台	(略)
二十三	(略)	一万台	(略)
二十四	(略)	五万台	(略)
二十五	(略)	一万台	(略)
二十六	(略)	一万台	(略)
二十七	(略)	一万台	(略)

二十八 (略)	その事業年度における生産台数又は販売台数が一千台以上であること。	(略)
二十九 (略)	その事業年度における生産台数又は販売台数が五万台以上であること。	(略)
三十 (略)	その事業年度における生産台数又は販売台数が五万台以上であること。	(略)
三十一 (略)	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	(略)
三十二 (略)	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	(略)
三十三 (略)	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	(略)
三十四 (略)	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	(略)
三十五 (略)	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	(略)
三十六 (略)	その事業年度における生産台数が一千台以上であること。	(略)
三十七 (略)	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	(略)
三十八 (略)	その事業年度における生産台数が	(略)

二十八 (略)	一万台	(略)
二十九 (略)	五万台	(略)
三十 (略)	五万台	(略)
三十一 (略)	一万台	(略)
三十二 (略)	一万台	(略)
三十三 (略)	一万台	(略)
三十四 (略)	一万台	(略)
三十五 (略)	一万台	(略)
三十六 (略)	一千台	(略)
三十七 (略)	一万台	(略)
三十八 (略)	一万台	(略)

三十九 (略)	一万台以上であること。 その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
四十 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
四十一 (略)	その事業年度における生産台数が 二万台以上であること。	(略)
四十二 (略)	その事業年度における生産台数が 五千台以上であること。	(略)
四十三 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
四十四 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
四十五 (略)	その事業年度における生産台数が 五千台以上であること。	(略)
四十六 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
四十七 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
四十八 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
四十九 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)
五十 (略)	その事業年度における生産台数が 一万台以上であること。	(略)

三十九 (略)		一万台	(略)
四十 (略)		一万台	(略)
四十一 (略)		二万台	(略)
四十二 (略)		五千台	(略)
四十三 (略)		一万台	(略)
四十四 (略)		一万台	(略)
四十五 (略)		五千台	(略)
四十六 (略)		一万台	(略)
四十七 (略)		一万台	(略)
四十八 (略)		一万台	(略)
四十九 (略)		一万台	(略)
五十 (略)		一万台	(略)

別表第六（第六条、第二十条、第二十一条、第三十一条関係）

<p>一 パーソナルコンピュータ（重量が一キログラム以下のものを除く。）</p>	<p>その事業年度における生産台数又は販売台数が一万台以上であること。</p>	<p>（略）</p>
<p>二 密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいう。）</p>	<p>その事業年度における生産量又は販売量（自ら輸入したものの販売量に限る。）が二百万個以上であること。</p>	<p>（略）</p>

別表第七（第七条、第二十二条、第二十三条、第三十一条関係）

<p>一 （略）</p>	<p>その事業年度における電力の供給量が一億二千万キロワット時以上であること。</p>	<p>（略）</p>
<p>二 （略）</p>	<p>その事業年度における建設工事の施工金額が</p>	<p>（略）</p>

別表第六（第六条、第二十条、第二十一条、第三十一条関係）

<p>一 パーソナルコンピュータ（重量が一キログラム以下のものを除く。以下この項において同じ。）</p>	<p>その事業年度におけるパーソナルコンピュータの生産台数又は自ら輸入したパーソナルコンピュータの販売台数が一万台以上であること。</p>	<p>（略）</p>
<p>二 密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいう。以下この項において同じ。）</p>	<p>その事業年度における密閉形蓄電池の生産量又は自ら輸入した密閉形蓄電池の販売量が二百万個以上であること。</p>	<p>（略）</p>

別表第七（第七条、第二十二条、第二十三条、第三十一条関係）

<p>一 （略）</p>	<p>年間の電力の供給量が一億二千万キロワット時以上であること。</p>	<p>（略）</p>
<p>二 （略）</p>	<p>年間の建設工事の施工金額が五十億円以上で</p>	<p>（略）</p>

五十億円以上であること。

である。